



島根県報

令和8年4月3日（金）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第227号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町上阿井1360番1地先から同2717番2地先まで	メートル 70.34	令和8年 4月3日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
県道	安来木次線	雲南市木次町寺領376番2地先から同386番3地先まで	274.60	令和8年 4月3日	雲南県土整備事務所	